

## 県営住宅を活用した障がい者グループホーム事業に係る実施要領

制定 令和4年3月30日

### (目的)

第1条 この要領は、島根県営住宅条例（昭和34年島根県条例第49号。以下「条例」という。）第36条の施行に関して必要な事項を定め、島根県が所管する公営住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅をいう。以下「県営住宅」という。）の空き住戸を障がい者グループホーム（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第17項に規定する共同生活援助事業（以下「グループホーム」という。）として活用することにより、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障がい者の住生活の安定の確保及び向上の促進に寄与することを目的とする。

### (関係機関の責務)

- 第2条 島根県土木部建築住宅課（以下「建築住宅課」という。）は、前条の目的の達成に向けて、主体的に取り組むものとする。
- 2 島根県健康福祉部障がい福祉課並びに松江市福祉部障がい者福祉課（以下「所管GH担当課」という。）は、前条の目的の達成に向けて、必要な情報の提供、助言及び支援を行うものとする。
- 3 障害者総合支援法第5条第17項の共同生活援助を実施する障害者総合支援法第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者（以下「GH事業者」という。）は、県営住宅をグループホームとして使用する場合は、次の各号に掲げる事項を行うものとする。
- (1) 消防法（昭和23年法律第186号。）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）等グループホームの設置に必要な関係法令への適合を確認すること。
  - (2) 障害者総合支援法第42条第1項の規定に基づき、入居する者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、県、市町村その他関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害福祉サービスを効果的に行うよう努めること。
  - (3) グループホームの設置に伴う公営住宅の模様替及び明渡しにかかる原状回復並びに撤去の費用を負担すること。
  - (4) 自治会等近隣住民の活動に積極的に参加し、団地コミュニティの活性化に努めること。
  - (5) グループホームに入居する者と近隣住民との争議等の解決に尽力すること。
- 4 前項のグループホームに入居する者は、当該公営住宅に係る法令、条例及び規則等に定める事項を遵守すること。
- 5 建築住宅課は、必要に応じて、所管GH担当課及びGH事業者との調整を行うものとする。

### (空き住戸情報の公表)

- 第3条 建築住宅課は、本来入居対象者の入居を阻害しない範囲内で提供可能な空き住戸が生じたときは、当該空き住戸の概要を窓口及びホームページ等で公表し、使用を希望するGH事業者を公募するものとする。
- 2 建築住宅課は、前項の規定により公表したときは、その旨を所管GH担当課あて通知するものとする。

3 前項の通知を受けた所管GH担当課は、窓口等において周知するものとする。

(空き住戸の内覧)

第4条 GH事業者は、グループホームとしての使用に向けた検討を目的として、空き住戸の内覧を行う時は、建築住宅課に内覧申込書(様式第1号)を提出しなければならない。

2 前項の申込書の提出を受けた建築住宅課は、その内容がグループホームとしての使用に向けた検討を目的としたものである旨確認したときは、当該申込書を提出したGH事業者当該空き住戸の鍵を貸与しなければならない。

3 空き住戸の鍵の貸与を受けたGH事業者は、当該空き住戸の施錠を確実にを行う等、適切な管理を行わなければならない。

4 空き住戸の鍵の貸与を受けたGH事業者は、当該空き住戸を毀損させたときは、その事実を知った日から3日以内に建築住宅課に報告のうえ、指示に従わなければならない。

5 GH事業者は、内覧を終えたときは、速やかに当該空き住戸の鍵を建築住宅課に返却しなければならない。

(関係機関の協力)

第5条 GH事業者は、グループホームとしての使用に向けた改修内容および関連法令への適合方法等について、建築住宅課および所管GH担当課と随時協議を行い、検討を進めるものとする。

2 建築住宅課および所管GH担当課は、GH事業者から前項の協議を受けた時は、その協議に応じること等協力しなければならない。

(住民への周知)

第6条 GH事業者は、次条の規定による使用許可申請を行う場合、事前に県営住宅入居者を含む地元住民に対し、次の各号に掲げる事項について説明し、合意を得なければならない。

(1) 予定している事業の内容

(2) 利用の形態

(3) 緊急時の連絡体制

(4) その他運営上必要な事項

2 GH事業者は、前項の実施状況について、建築住宅課へ情報提供を行うものとする。

(使用許可申請書の提出)

第7条 GH事業者は、県営住宅の空き住戸をグループホームとして使用を希望するときは、条例第37条第1項に基づき、島根県営住宅条例施行規則(昭和37年島根県規則第64号。以下「規則」という。)第18条に規定する県営住宅使用許可申請書を建築住宅課に提出しなければならない。

(事業者の決定)

第8条 建築住宅課は、前条により提出された県営住宅使用許可申請書を審査し、第1条の目的に資するものと認めるものである場合、グループホームとしての使用を許可するものとする。

2 建築住宅課は、前項の審査に必要な事項について、前条に掲げる申請書を提出したGH事業者に対し、照会することができる。

- 3 建築住宅課は、第1項による許可を行う場合、条例第37条第2項に基づき、規則第18条第2項に規定する県営住宅使用許可通知書に、敷金納入通知書を添えて、前条に掲げる申請書を提出したGH事業者に交付するものとする。
- 4 前項の交付を受けたGH事業者は、開所に向けた関係機関への必要な手続き等に、県営住宅使用許可通知書を使用することができる。

(鍵の交付)

- 第9条 前条第3項の交付を受けたGH事業者は、グループホームとして使用する空き住戸の鍵の交付を受ける場合、関係機関に開所を認められたことを証する書類に、敷金払込領収書を添えて、建築住宅課に提出しなければならない。
- 2 建築住宅課は、前項の提出を受けた場合、前条第3項により許可を行った当該空き住戸の鍵を交付しなければならない。

(廃止の手続き)

- 第10条 第8条第3項の交付を受けたGH事業者がグループホームとしての使用をやめるときの手続きについては、条例第42条の規定より準用される条例第29条の規定を適用する。

(権限の委任)

- 第11条 県営住宅の管理業務を建築住宅課以外の者が行っている場合における、第2条から第9条の規定の適用については、これらの規定(第2条、第5条、第6条第2項および第8条を除く。)中「建築住宅課」とあるのは「県営住宅の管理業務を受託している者」と、第2条、第6項第2項および第8条第2項中「建築住宅課」とあるのは「建築住宅課および県営住宅の管理業務を受託している者」と、第5条中「建築住宅課および所管GH担当課」とあるのは「建築住宅課および所管GH担当課並びに県営住宅の管理業務を受託している者」と、第8条第1項中「建築住宅課は、前条により提出された県営住宅使用許可申請書を審査し、」とあるのは「県営住宅の管理業務を受託している者は、前条により提出された県営住宅使用許可申請書を建築住宅課へ進達し、建築住宅課は、進達された県営住宅使用許可申請書を審査し、」と読み替えて適用する。
- 2 建築住宅課は、県営住宅の管理業務を建築住宅課以外の者が行っている場合において、第8条第3項の規定により県営住宅使用許可通知書をGH事業者に交付したときは、県営住宅の管理業務を受託している者に交付した旨を通知しなければならない。
  - 3 県営住宅の管理業務を受託している者は、この要領の運用について疑義が生じた場合、建築住宅課に協議するものとする。

(委任)

- 第12条 この要領に定めるもののほか、施行に必要な事項は別に定める。

附 則

- この要領は、令和4年4月1日から施行する。